

別表 1（第 2 条関係）

支給対象者	内容
(1) 交通事業者	<p>市内に本社（①の場合は市内に営業所を有する場合を含む。）を有し、以下に掲げる事業を行う者</p> <p>① 一般乗用旅客自動車運送事業</p> <p>② 自動車運転代行業</p> <p>③ 一般乗合旅客自動車運送事業（十和田市から青森県以外の都道府県までの路線定期運行を行う者に限る。）</p> <p>④ 一般貸切旅客自動車運送事業</p>
(2) 旅客航路事業者	<p>市内に本社を有し、一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業を行う者</p>
(3) 宿泊事業者	<p>市内において、旅館業法に基づく旅館・ホテル営業又は簡易宿泊所営業を行う者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設を除く。）</p>
(4) 結婚式場事業者	<p>市内に本社を有し、結婚披露宴等を行うための会場及び飲食等サービスを常時提供している者（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合を除く。）</p>
(5) 飲食事業者	<p>市内に店舗等（飲食業を営業するための建物をいう。ただし、移動可能な設備で飲食業を営み、市内に住所を有する飲食事業者にあつては、その設備を店舗等とみなす。）を有し、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）における以下の分類に</p>

	<p>該当する事業を行う者</p> <p>① 飲食店</p> <p>② 持ち帰り・配達飲食サービス業</p>
(6) 製造業事業者、卸売・小売業事業者	<p>市内に店舗、工場等を有し、主たる事業として日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）における以下の分類に該当する事業を行う者</p> <p>① 製造業</p> <p>② 卸売業、小売業</p>
(7) 観光事業者	<p>市内に店舗又は事務所等を有し、主たる事業として以下に掲げる事業を行う者</p> <p>① 観光土産品（商品名に青森県内（以下、「県内」という。）の地域名を冠した商品、県内の観光資源を絵又は文字等をもってデザインした商品、県内で製作された工芸品等）を店舗で販売している者</p> <p>② その他、市内にある観光資源を活用した事業等を営む観光事業者として市長が特に認める者</p>
(8) 学習支援事業者	<p>① 市内に学習活動の施設（当該事業者以外の者が所有する施設を使用する場合を含む。）を有し、主たる事業として日本標準産業分類における以下の分類に該当する事業を行う者</p> <p>ア 学習塾</p> <p>イ 音楽教授業</p> <p>ウ 書道教授業</p> <p>エ 生花・茶道教授業</p> <p>オ そろばん教授業</p>

	<p>カ 外国語会話教授業</p> <p>キ スポーツ・健康教授業</p> <p>② その他、学習支援事業者として市長が特に認める者</p>
<p>(9) 生活関連サービス等事業者</p>	<p>① 市内に店舗を有し、主たる事業として日本標準産業分類における以下の分類に該当する事業を行う者</p> <p>ア 不動産賃貸業・管理業のうち駐車場業（月極・賃貸を除く）</p> <p>イ 物品賃貸業のうち貸衣しょう業</p> <p>ウ 技術サービス業のうち写真業</p> <p>エ 洗濯・理容・美容・浴場業</p> <p>オ その他の生活関連サービス業のうち写真プリント、現像・焼付業</p> <p>カ 娯楽業</p> <p>キ 医療業のうち療術業</p> <p>② その他、生活関連サービス等業として市長が特に認める者</p>
<p>(10) 建設業</p>	<p>市内に事業所等を有し、主たる事業として日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）における建設業に該当する事業を行う者</p>

別表 2 (第 3 条関係)

支給対象事業	給付金額
<p>(1) 交通事業</p> <p>① 一般乗用旅客自動車運送事業</p> <p>② 自動車運転代行業</p> <p>③ 一般乗合旅客自動車運送事業（十和田市から青森県以外の都道府県までの路線定期運行に限る。）</p> <p>④ 一般貸切旅客自動車運送事業</p>	<p>①及び②の事業における車両登録台数（市内の本社又は営業所等で保有する車両に限る。）</p> <p>1 台以上 6 台未満 100,000円</p> <p>6 台以上 11 台未満 200,000円</p> <p>11 台以上 300,000円</p> <p>③の事業を実施する事業者 1,000,000円</p> <p>④の事業を実施する事業者 1,000,000円</p>
<p>(2) 旅客航路事業</p>	<p>1,000,000円</p>
<p>(3) 宿泊事業</p>	<p>宿泊施設の部屋数</p> <p>1 部屋以上 21 部屋未満 200,000円</p> <p>21 部屋以上 51 部屋未満 500,000円</p> <p>51 部屋以上 2,000,000円</p>
<p>(4) 結婚式場事業</p>	<p>2,000,000円</p>
<p>(5) 飲食事業</p>	<p>1 店舗等当たり 上限 200,000円</p> <p>ただし、減収月の前々々年同月（創業後 3 年を経過していない事業者にあつては、減収月の前々年同月、前年同月、減収月の前々月又は減収月の前月）の売上高が 200,000円未満の場合は、当該売上高の千円未満を切り捨てた額とする。</p>
<p>(6) 製造業事業、卸売・小売事業</p>	<p>200,000円</p>

(7) 観光事業	
(8) 学習支援事業	
(9) 生活関連サービス等事業	
(10) 建設業	

備考 給付金額は、1事業者当たりの金額（(5)飲食事業を除く）